

第3 排煙計画

1. 一般事項

- (1) 建基政令第126条の2第1項第3号の「その他これらに類する部分（排煙設備の設置を要しない部分）」に該当する部分としては、他の部分と防火区画されている堅穴区画されている堅穴であるDS、PS、EPS部分等が該当するものとして扱う。
- (2) 建基政令第126条の3第2項の「送風機を設けた排煙設備その他特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生じる煙を有効に排出することができるもの」とは、加圧式防煙方式を示すものであること。

2. 防煙区画

- (1) 防煙区画はできるだけ単純な形状にすること。
- (2) 防煙区画を垂れ壁で行う場合、接する防煙区画部分の排煙方式は相互に同じものとする。
- (3) 防煙区画は、同一階での区画とし、原則として2以上の階にわたらないこと。
- (4) 自然排煙方式の防煙区画部分と機械排煙方式の防煙区画部分が接する場合、接する部分の区画は、完全な間仕切りによる区画にすること。この場合の区画に設けるドアは自動閉鎖装置付とすること。
- (5) 防煙区画のたれ壁は、50cm以上の突出しが必要であるが、常時閉鎖式の防火戸（ストッパーなし）又は煙感知器連動防火戸を設けた開口部上部のたれ壁は突出しを30cm以上とすることができる。

3. 排煙口

- (1) 各部分から排煙口に至る煙の流路が屈曲（排煙シャフト、ダクト等によるもの又は、煙突状の形態、折り込み式の天井等）したものとしないこと。なお、排煙口の増設又は、流路の形状変更（天井高さ又は排煙口に接する部分の面積等によるもの）等により有効な排煙として認める場合は、この限りでない。有効な排煙が不可能な場合は、風道として取扱い排煙機の接続が必要となる。（第3-1図例（1）、（2）参考）
- (2) 排煙口は防煙区画部分の中央付近に設けること。
- (3) 自然排煙口の開閉形式は、引き違い、回転、開き（両・片開き）、外倒し等の排煙効率の高いものとする。
- (4) 自然排煙口の内側又は外側には、公開又は営業時間中においてシャッター等により煙の排出に障害とならないよう設けること。
- (5) 天井が異なる場合の自然排煙口の排煙上有効な部分は第3-1図例（3）によること。

4. 手動開放装置

- (1) 手動起動装置については、可能な限り操作を押しボタン方式等による開放形式（油圧）によるものとする。なお、操作をハンドル等で行うものについては、ハンドル等は取り外しのできないよう取付けてあること。

- (2) 機械排煙方式で一の防災区画に2以上の排煙口がある場合、各排煙口に手動開放装置を設け、一の排煙口の開放によって当該防煙区画内の排煙口すべて開放すること。
- (3) 駐車場に供する部分が地階に存する場合、当該部分に設置される排煙設備の起動は、当該排煙区画の直近で容易に行えらるとともに、防災センター等から遠隔操作できるものとする。

5. 排煙風道

- (1) 排煙風道は、原則として鉄板製とし、コンクリートダクトは使用しないこと。
 - ※ コンクリートダクトは、気密性が低く、面が粗く抵抗が大きいので好ましくない。
- (2) 排煙風道が防火区画を貫通する部分には、原則として防火ダンパー（280℃程度で閉鎖するもの）を設けること。
- (3) 排煙風道の断熱材は、次のいずれかを使用すること。
 - ア ロックウール（J I S A 9504）厚さ25mm以上
 - イ グラスウール（J I S A 9504）厚さ25mm以上、密度24kg/m³以上

6. 排煙機

- (1) 排煙機の容量は、風道等の流路抵抗及び漏気量を考慮したものであること。
- (2) 排煙機は、保守点検が容易に行える場所に設けること。
- (3) 排煙機の吐出側には長い風道を設けないこと。
- (4) 排煙機と空調機との兼用は原則として認められないこと。

7. 配線

排煙設備に用いる配線は耐熱性能のあるものとする。こと。（昭和44年建設省告示第1728号、第1730号、昭和45年建設省告示第1829号、第1833号）

8. その他

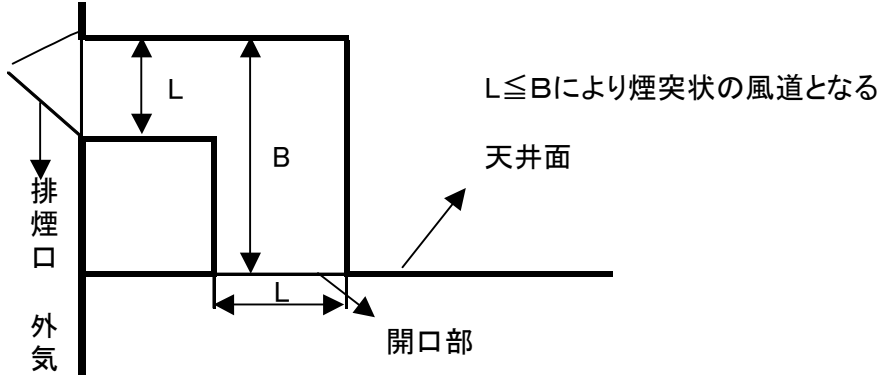
- (1) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（消防予第254号 平成11年9月29日）の第2.施行期日等 3.運用上の留意事項イの解釈については、第3-1図によるものとする。

※煙突状の風道とは、排煙シャフト、ダクト、折り込み天井、トップライト方式等による施工により、排煙のための段差のある天井面に設けてある開口部等の1辺（短辺）の長さ以上に外気に接している排煙口までに至るまでの距離を設けたものをいう。

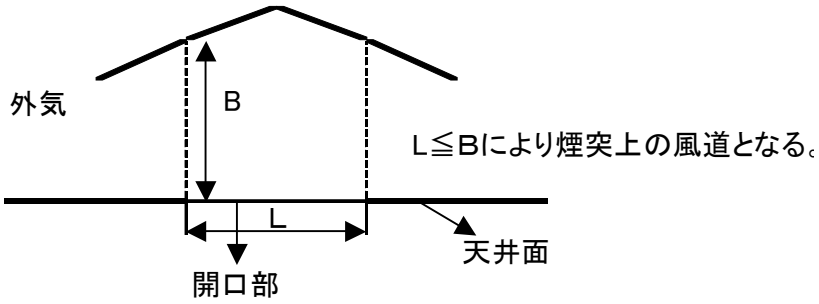
また、外気に直接接する排煙出入口については、容易に開閉の確認ができること。

第3-1図 煙突状の風道

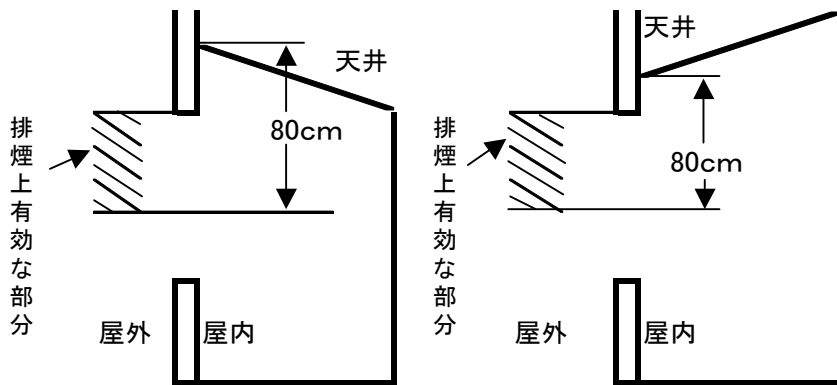
(例1)



(例2)



(例3)



(2) 店舗等の売り場（売り場面積1,000m²以上）については、政令第10条第1項第5号に定める無窓階（省令第5条の2で定める開口部を有しない階）の場合は、努めて機械排煙によること。